

保護者の皆様

小笠原村立小笠原中学校
校長 椎橋 秀行

学校感染症の取り扱いについて

下の感染症にかかった場合は、学校保健安全法の規定により出席停止の対象となります。つきましては、主治医から感染の恐れがないという診断が下るまで、登校を見合わせていただくこととなりますので、ご了承ください。

この処置はお子様に十分休養を与え、早期に治療させるためと、他の生徒への感染を防ぐためのものであり、出席停止中は欠席扱いとはなりません。

なお、感染の恐れがなくなりましたら、裏面の「学校感染症証明」を診療所医師により記入していただき、担任へご提出くださいますようお願いいたします。（インフルエンザ・COVID-19は、診療所で渡される別様式に必要事項記入の上、学校にご提出ください。）

主な学校感染症

| | 病名 | 出席停止期間 |
|-----|---|---|
| 第1種 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ | 治癒するまで |
| 第2種 | インフルエンザ | 発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで |
| | COVID-19（新型コロナウイルス感染症） | 発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで |
| | 百日咳 | 特有の咳が消失するまで又は 5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで |
| | 麻疹 | 解熱した後3日を経過するまで |
| | 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで |
| | 風しん（三日はしか） | 発しんが消失するまで |
| | 水痘（水ぼうそう） | すべての発しんが痂皮化するまで |
| | 咽頭結膜熱 | 主要症状が消退した後2日を経過するまで |
| | 結核 | 症状により学校医その他の医師において |
| | 髄膜炎菌性髄膜炎 | 感染のおそれがないと認められるまで |
| 第3種 | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（感染性胃腸炎など） | 病状により学校医その他の医師において 感染のおそれがないと認められるまで |

小笠原村立小笠原中学校長 様

学校感染症 証明書

小笠原村立小笠原中学校 年 組 氏名： _____

疾患名に☑

| | |
|-----------|--|
| 学校感染症 第一種 | <input type="checkbox"/> 病名【 _____ 】 |
| 学校感染症 第二種 | <input type="checkbox"/> 百日咳 <input type="checkbox"/> 麻しん <input type="checkbox"/> 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) <input type="checkbox"/> 風しん(3日はしか) <input type="checkbox"/> 水痘(水ぼうそう) <input type="checkbox"/> 咽頭結膜熱 <input type="checkbox"/> 結核 <input type="checkbox"/> 髄膜炎菌性髄膜炎 ※インフルエンザ、COVID-19 は、診療所配布の別様式使用 |
| 学校感染症 第三種 | <input type="checkbox"/> 溶連菌感染症 <input type="checkbox"/> 手足口病 <input type="checkbox"/> ヘルパンギーナ <input type="checkbox"/> 伝染性紅斑 <input type="checkbox"/> 流行性嘔吐下痢症(感染性胃腸炎など) <input type="checkbox"/> マイコプラズマ感染症 <input type="checkbox"/> その他【 _____ 】 |

上記疾患のため、令和 年 月 日から令和 年 月 日まで加療を要した。

〒100-2101
東京都小笠原村父島字清瀬
小笠原村診療所

医師

印